

24910 - 1114  
平成28年5月24日

各 位

宮崎県環境森林課長  
( 公 印 省 略 )

平成28年度第1回「事業者向け省エネセミナー」の開催について(御案内)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃より御協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、今年度も省エネ等の取組の促進を支援するため、事業者の皆さまを対象とした「事業者向け省エネセミナー」を下記のとおり開催いたします。

今回は、専門講師による省エネ対策やエコドライブに関する講演や、「宮崎県民の住みよい環境の保全等に関する条例」に基づき、一定規模以上<sup>1</sup>の事業者の皆さまに提出が義務づけられている「温室効果ガス排出状況報告書」等についての説明を行います。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、御出席くださいますようお願いいたします。  
なお、当日は、できるだけ公共交通機関を御利用ください。

1 別紙「対象となる事業者の基準と目安」を御参照ください。

## 記

### 1 開催日時及び場所

#### (1)延岡会場

平成28年6月22日(水)13時15分～16時15分 宮崎県北部福祉子どもセンター  
(2階多目的室)

#### (2)宮崎会場

平成28年6月23日(木)13時15分～16時15分 県立図書館(2階研修ホール)

受付開始は、両会場とも12時45分です。

### 2 内 容

詳細については、別添チラシを御覧ください。

### 3 申し込み方法

別添チラシ(裏面)の「参加申込書」に必要事項を記入の上、6月17(金)までにFAXまたはE-mailにてお申し込みください。

<申込先> NPO法人ひむかおひさまネットワーク(事業委託先)

FAX 0985 - 89 - 2389

E-mail himuka-ohisama-net@soleil.ocn.ne.jp

<取り扱い>

温暖化・新エネルギー対策担当 町田

電話：0985 - 26 - 7084

E-mail : machida-kyoko@pref.miyazaki.lg.jp

## 対象となる事業者の基準と目安

(次のⅠ～Ⅲのいずれかの基準に該当する事業者の方は対象となります。)

- Ⅰ 県内に設置しているすべての工場又は事業場（オフィス、小売店、飲食店、病院、ホテル、学校、サービス施設等）の

**エネルギー使用量の合計が 1,500kl/年(原油換算)以上** の事業者の方

※ 連鎖化事業者（フランチャイズチェーン事業等を行っている事業者）の場合、県内に設置しているすべての工場又は事業場（本店・直営店・加盟店等）のエネルギー使用量の合計

### <エネルギー使用量 1,500kl の目安>

※ あくまで目安であり、以下に該当しない場合でも対象となる可能性がありますのでご注意ください。

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| ・ 事務所（県内すべての合計） | 床面積約 3 万㎡以上 |
| ・ 小売店（県内すべての合計） | 床面積約 3 万㎡以上 |
| ・ コンビニエンスストア    | 30～40 店舗以上  |
| ・ ファミリーレストラン    | 15 店舗以上     |



- Ⅱ 県内の事業活動に係る温室効果ガス排出量のうち、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の **いずれかの温室効果ガス排出量が 3,000t/年(CO<sub>2</sub>換算)以上** であり、  
常時使用する従業員の数が 21 人以上である事業者の方

※ 連鎖化事業者（フランチャイズチェーン事業等を行っている事業者）の場合、県内すべての事業活動（本店・直営店・加盟店等）による排出量の合計



- Ⅲ **年度末に宮崎運輸支局に登録している車両台数等**が、次のいずれかの基準以上の事業者の方

ア **トラック 35 台以上**

（「貨物自動車運送事業法」第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車）

イ **バス 35 台以上**

（「道路運送法」第 3 条第 1 号に規定する一般乗合・貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車）

ウ **タクシー 70 台以上**

（「道路運送法」第 3 条第 1 号に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車）

エ **トラック、バス、タクシーのうち2種類以上を所有する事業者で、それぞれの台数に次の係数を乗じて得た数値の合計が35以上**

（トラックの係数 1、バスの係数 1、タクシーの係数 0.5）



【例】バス 30 台及びタクシー 20 台を所有する場合

$$30 \text{ 台} \times 1 \text{ (バスの係数)} + 20 \text{ 台} \times 0.5 \text{ (タクシーの係数)} = 40 \text{ 【該当】}$$